

相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害に関連する慰謝料事例

番号	判例	事案	判決概要	被ばく不安による精神的損害の額
1	福島地裁郡山支部判決 令和3年7月30日	浪江町津島地区に居住していた原告ら(判決時640名)が、津島地区において平穏に生活する権利(平穏生活権)を被侵害利益とし、①避難慰謝料、②被ばく不安による精神的損害の賠償(300万円)、③ふるさと剥奪による精神的損害の賠償を請求。	低線量被ばくの危険性が科学的に証明されているとまで認めることはできず、また、津島居住原告に放射線の影響による具体的な健康被害が発生したと認める証拠はないとしながらも、「本件事故による津島地区の放射線汚染状況は高かったものであり、本件事故後避難までの間に津島地区に滞在した津島居住原告は、その間に屋内外でどのような行動をし、また、どのような飲食をしていたとしても、日常生活では経験することのないような高い数値での被ばくをしたことが優に推認される…津島居住原告が置かれた状況からすると、同人らが、本件事故により被ばくしたことにより、将来自らの健康に影響が及ぶのではないかと不安を抱くのはやむを得ないものと考えられるのであり、社会通念上、そうした状況に置かれたのであれば誰もが抱くと考えられる不安であるというべきである。そうすると、こうした不安感を抽象的な危険性に対する漠然としたもので、法律上の保護に値しないものとして取り扱うことは相当ではなく、津島居住原告が抱く被ばく不安を、慰謝料の考慮事由とすべきである」とした。 避難慰謝料、帰還が困難となったことが確定したことによる慰謝料を含め、基本となる津島居住原告の慰謝料額を1人1600万円と算定し、被ばく不安を慰謝料の要素として請求していない原告は1570万円としている(差額30万円)。	30万円(差引計算による)
2	東京地裁判決 平成31年3月27日	飯館村、川俣町山木屋地区、浪江町(旧警戒区域内)に居住していた原告ら(判決時42名)が、①避難生活及び事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安により深刻な精神的損害、②人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による精神的損害の賠償を請求した事案。	本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による精神的損害について、「原告らが当該放射線被ばくを理由に健康不安を感じているとしても、原告らのうちに実際に年間20mSvを超える線量の被ばくをした者は存在しないというべきであり、原告らの当該不安感は、客観的・科学的な根拠があるものとは認められず、…直ちに平穏生活利益の侵害が生じているものとは認められない」としつつも、「原告らのうち、本件事故後、本件事故前住居地や、後に同様に居住制限区域や避難解除準備区域に設定される地域での生活を一定期間継続した原告らについては…事故の更なる進展の結果、本件事故直後の被ばくと併せて、健康被害が生じる可能性が科学的・客観的に認められるだけの被ばくを受けた可能性が認められるのであり、そのような深刻な状況に置かれていた原告らについては、社会通念上受忍限度を超えて、放射線被ばくによる健康被害が発生する危険にさらされていたといえることができるから、平穏生活利益に対する侵害を認めることができ、そのような危険にさらされていた期間及び危険の程度に応じて、金銭をもって賠償すべき精神的損害を受けたものと認めるのが相当である」とした。 もっとも、避難生活により生じる精神的損害や、人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による精神的損害なども併せた慰謝料を一括して、かつ、原告ごと個別に算定している。	被ばく不安に相当する額は不明
3	福島地裁いわき支部判決 令和3年2月9日	川俣町山木屋地区(居住制限区域、避難指示解除準備区域)に居住していた原告ら(判決時323名)が、①包括的平穏生活権の侵害によって生じた避難慰謝料、②故郷剥奪慰謝料の賠償を請求した事案。 原告らは、放射線被ばくへの不安を、①又は②の損害の一要素として主張。	「原告らに客観的な健康被害のおそれがあるとまでは認め難く、原告らが抱く放射線被ばくへの不安それ自体を独立した利益の侵害と捉えたり、それを踏まえて慰謝料の額を増額したりする要素として考慮することはできない」とする一方で、「山木屋地区に居住していた原告らの多くは、本件事故後、放射線量やその影響等について十分な情報もないまま、空間放射線量率の比較的高い山木屋地区での生活を継続しており、そのような原告らについては、本件事故直後に着の身着のままの避難を求められた者に生じた避難生活に伴う精神的苦痛は生じていないものの、避難をせずに自宅に留まったことにより比較的高い放射線量下での生活をしたことによる放射線被ばくの影響への不安が生じており、避難をした場合と同程度の精神的苦痛が生じているとみることができる。その限度で、放射線被ばくの影響への不安を精神的苦痛の要素として考慮することが相当である」とした。 慰謝料額の算定に当たっては、「避難をせずに自宅にとどまっている間は避難生活に伴う種々の精神的苦痛は本来発生し得ない一方、比較的高い放射線量を記録した山木屋地区の自宅での生活を継続したことによる精神的苦痛が生じており、本件事故直後の時期に対応する賠償についてはそのような精神的苦痛、すなわち…避難をせずに自宅に留まったことにより比較的高い放射線量下での生活をしたことによる放射線被ばくの影響への不安が生じており、これは、避難した場合と同程度の精神的苦痛が生じているとみることができるから、その限度で、慰謝料額を算定する際に考慮することが相当である」とした。(避難慰謝料は850万円と算定)	避難慰謝料と同額(ただし、終期は不明)

計画的避難区域…葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く区域。
 番号2の浪江町の原告を除き、いずれも計画的避難区域の居住者。

判決の出典は、いずれも第一法規(株)の法情報総合データベース「D1-Law.com」の「判例体系」である。

番号1について、公表された判決文では、地域名等は伏せられている(「Q地区」と記載)ものの、報道等と照合して原告の居住地は浪江町津島地区であることが明らかであることから、本引用では全て本文中「Q」を「津島」と置き換えて記載している。

番号2について、公表された判決文では、同じく地域名等は伏せられているものの、報道等と照合して原告の居住地は飯館村及び川俣町の計画的避難区域並びに浪江町であることが明らかとなっている。

番号3について、公表された判決文では、同じく地域名等は伏せられているものの、報道等と照合して原告の居住地は計画的避難区域に該当する川俣町山木屋地区であることが明らかとなっている。